

基準条例等について

要旨

(基本的事項)

- ・ 事業所の指定基準については、厚生労働省が定める省令ではなく、京都府の条例及び規則により定めることとされている。
- ・ いずれも府独自で新たな基準を設けるものではないが、引き続き暴力団排除は府独自の基準として置かれている点に留意いただきたい。

(今年度の特徴)

(1) 令和 7 年 4 月 1 日施行

○栄養士法の改正に伴う改正

栄養士の配置を求めている基準に関し、管理栄養士の配置でも要件を満たすよう改正

(2) 令和 7 年 10 月 1 日施行（予定）

○就労選択支援の事業の人員等の基準を規定

○児童虐待対応の強化に伴う改正

児童福祉法第 33 条の 10 に項が創設されたことに伴う改正

基準条例等（障害者関係）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による「障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更）」の改正に伴い、これまで法律や政省令等で全国一律に定められていた指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の運営等に関する基準について、京都府では、以下のとおり条例及び規則を制定している。

1 条例・規則の対象サービス及び名称

- 指定障害福祉サービス
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 32 号）
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 47 号）
- 指定障害者支援施設
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 33 号）
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 48 号）
- 障害福祉サービス（最低基準）
 - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 37 号）
 - ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 52 号）
- 障害者支援施設（最低基準）
 - ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 40 号）
 - ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 55 号）

2 条例・規則の概要

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定めている。

条例では、まず総則を規定し、その他人員、設備及び運営に関する基準について、基本的な考え方を示している。

規則では、人員、設備及び運営に関する基準の具体的な考え方（数値を含む細目的事項や技術的事項）を示している。

以下の京都府独自基準以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）と概ね同様の内容。

3 施行日（条例・規則共通）

平成 24 年 10 月 1 日

4 京都府独自基準

京都府の条例及び規則（以下「基準条例等」という。）においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直して定めている。

・暴力団の排除について

府民の安心、安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定障害福祉サービス事業者等から暴力団を排除する規定を追加。

5 令和7年度の条例及び規則の改正

(1) 令和7年4月1日施行

栄養士の配置を求めている基準に関し、管理栄養士の配置でも要件を満たすよう改正

(2) 令和7年10月1日施行予定

就労選択支援の事業の人員等の基準を規定

6 条例及び規則の過年度の改正経過

(1) 平成25年4月1日施行

法律名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことに伴い基準条例等を改正

(2) 平成25年10月18日施行

指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含める旨の改正が行われたことから、1の②を改正

(3) 平成26年4月1日施行

重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、障害程度区分の障害支援区分への見直しが行われたことに伴い、1の①、②及び④を改正

(4) 平成27年4月1日施行

- ・介護保険の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害者福祉サービスの生活介護と短期入所を基準該当として行えるように改正
- ・共同生活援助の病院敷地内設置を一定の条件付きで認めるように改正
- ・重度の障害者に対する指定共同生活援助事業所の従事者以外の者が行う介護・家事の特例として平成27年3月31日まで時限的に認められていたが、平成30年3月31日まで認められるよう改正

(5) 平成28年4月1日施行

- ・介護保険の指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当として行えるように改正
- ・介護保険サービスの通所介護サービスのうち、小規模なものについて「地域密着型通所介護」として新たな類型に移行するため、従来の通所介護とともに、指定障害福祉サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当事業所として行えるように改正

(6) 平成29年4月1日施行（府条例の施行は平成29年7月7日）

- ・就労継続支援A型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。
- ・就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。また、就労継続支援A型事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならない旨の規定を設ける。
- ・就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

(7) 平成30年4月1日施行

- ・生活介護及び自立訓練について、障害者が就職した際の職場への定着の支援を定める。

- ・指定重度障害者等包括支援について、「重度障害者等包括支援サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、サービス提供責任者が重度包括支援サービス利用計画の策定に際し、担当者会議を開催する等を定めた規定を削除する。
- ・自立訓練の基本方針中、対象者要件を定める規定を引用する部分を削除し、障害種別によらず利用できるものとする。
- ・就労移行支援について、通勤のための訓練の実施が定められた。
- ・指定就労定着支援及び指定自立生活援助支援を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な準用規定等を設ける。
- ・指定共同生活援助の一類型として、日中サービス支援型指定共同生活援助を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な準用規定等を設ける。
- ・共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）について、各基準該当サービスに倣った基準を設ける。（府条例・規則は平成 31 年 4 月 1 日施行）
- ・多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を加える。（第 2 条）
- ・共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例を、平成 33 年 3 月 31 日までに延長する。

（８）令和 3 年 4 月 1 日施行

○全サービス関係

- ・利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。（令和 3 年度中は努力義務）
- ・感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付けるものとする。（令和 3 年度～令和 5 年度中は努力義務）
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けるものとする。（令和 3 年度～令和 5 年度中は努力義務）
- ・災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
- ・適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。
- ・利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援関係

- ・サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。

○生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型関係

- ・通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

○就労移行支援関係

- ・就労支援員の常勤要件を廃止する。

○就労継続支援 A 型関係

- ・厚生労働大臣が定める事項（スコア表）について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。

○就労定着支援関係

- ・利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とする。

○自立生活援助関係（解釈通知）

- ・サービス管理責任者と地域生活支援員を兼務可能とする。

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、療養介護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

- ・身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。（令和3年度中は努力義務）

○その他

- ・個別支援計画作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。
- ・共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、令和3年3月31日までとされていたところ、令和6年3月31日までに延長する。

（9）令和3年7月7日施行

○利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直し

- ・障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。
- ・利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うもの（利用契約書、重要事項、個別支援計画等）について、利用者の同意の上で、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。
- ・【参考】押印廃止に係るQ&A（令和2年6月19日 内閣府、法務省、経済産業省）
<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

（10）令和5年4月1日施行

- ・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の軽微な改正があったことに伴い、1の①及び③を改正

（11）令和6年4月1日施行

○【全サービス】関係

- ・管理者の責務について明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ・「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記する。
- ・サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

○【短期入所、計画相談支援、地域定着支援を除く全サービス】関係

- ・各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

○【生活介護、自立訓練（機能訓練）】関係

- ・高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準とし

て、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。

○【施設入所支援、共同生活援助】関係

- ・感染症発生時に備えた平時からの対応として、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。
- ・運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。（令和6年度中は努力義務）

○【共同生活援助】関係

- ・令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。

○【自立生活援助】関係

- ・効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化する。
- ・併設する事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- ・サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60：1とする。
- ・多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

○【自立訓練（機能訓練）】関係

- ・医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

○【就労定着支援】関係

- ・障害者就業・生活支援センター事業を行う者を実施主体に追加する。

基準条例等（障害児関係）

児童福祉法の一部を改正する法律の施行による「児童福祉法」の改正に伴い、これまで法律や政省令等で全国一律に定められていた指定通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の運営等に関する基準について、京都府では、以下のとおり条例及び規則を制定している。

1 条例・規則の対象サービス及び名称

● 指定障害児通所支援

- ① 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 34 号）（以下「通所条例」）
- ② 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 49 号）（以下「通所規則」）

● 指定障害児入所施設

- ③ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 35 号）（以下「入所条例」）
- ④ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 50 号）

● 障害児入所施設、児童発達支援センター（最低基準）

- ⑤ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 36 号）（以下「基準条例」）
- ⑥ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 51 号）

2 条例・規則の概要

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定障害児通所支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定めている。

条例では、まず総則を規定し、その他人員、設備及び運営に関する基準について、基本的な考え方を示している。

規則では、人員、設備及び運営に関する基準の具体的な考え方（数値を含む細目的事項や技術的事項）を示している。

以下の京都府独自基準以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）と概ね同様の内容である。

3 施行日（条例・規則共通）

平成 24 年 10 月 1 日

4 京都府独自基準

京都府の条例及び規則（以下「基準条例等」という。）においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直して定めている。

・暴力団の排除について

府民の安心、安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定障害児通所支援事業者等から暴力団を排除する規定を追加

5 令和 7 年度の条例及び規則の改正

（1）令和 7 年 4 月 1 日施行

○栄養士法の改正に伴う改正 児童発達支援センター、障害児入所施設

- ・栄養士の配置を求めている基準に関し、管理栄養士の配置でも要件を満たすよう改正

（2）令和 7 年 10 月 1 日施行予定

○児童虐待対応の強化に伴う改正 児童発達支援センター、障害児入所施設

- ・児童福祉法第 33 条の 10 に項が創設されたことに伴う改正

6 条例及び規則の過年度の改正経過

(1) 平成 29 年 4 月 1 日施行

○放課後等デイサービス人員基準関係

- ・指定放課後等デイサービス事業者等の置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした
- ・従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

※平成 29 年 3 月 31 日までに指定を受けている事業所においては、平成 30 年 3 月 31 日までは従前の例によることができる経過措置あり

○放課後等デイサービス運営基準関係

- ・指定放課後等デイサービス事業者等は、事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととし、その提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね 1 年に 1 回以上その内容を公表しなければならないこととした。

(平成 30 年 4 月条例改正事項(児童発達支援)に同じ。規則で定める事項も同じ。)

○児童発達支援管理責任者の実務要件の改正

【障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)の一部を改正する告示(平成 29 年厚生労働省告示第 83 号)】

- ・保育所等における子どもに対する支援経験年数を実務経験年数に新たに算入できることとした。
- ・障害児、児童又は障害者に対する支援の経験年数が 3 年以上であることを必須化することとした。
- ・保育所等における子どもに対する支援経験については、障害児に該当するか否かを問わず子どもを支援した年数を算入して差し支えないこととした。

(2) 平成 30 年 4 月 1 日施行

○児童発達支援

- ・置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした。(通所条例第 6 条関係)
- ・従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。(通所規則第 2 条関係)

※平成 30 年 3 月 31 日までに指定を受けている事業所においては、平成 31 年 3 月 31 日までは従前の例によることができる経過措置あり。(通所条例附則)

- ・機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。(通所条例第 6 条関係)
- ・主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第 6 条関係)
- ・事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね 1 年に 1 回以上その内容を公表しなければならないこととした。(通所条例第 27 条関係)
- ・条例第 27 条第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 支援を提供するための体制の整備の状況
- 2 勤務体制及び資質向上のための取り組み状況
- 3 設備及び備品等の状況
- 4 関係機関及び地域との連携
- 5 利用障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他援助の実施状況
- 6 緊急時の対応方法及び非常災害対策
- 7 業務の改善を図るための措置の実施状況

(以上通所規則第6条の2第1号から第7号を省略して記載)

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を義務化した。(通所条例第49条関係)

○医療型児童発達支援

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第58条)
- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第65条の関係)

○放課後等デイサービス

- ・機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。(通所条例第68条関係)
- ・主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第68条関係)

○居宅訪問型児童発達支援

- ・重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの新設(第73条の5～第73条の12)

○保育所等訪問支援

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第81条で準用する第65条の2)

○福祉型障害児入所施設

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(入所条例第5条関係)
- ・障害者支援施設の基準を満たすことをもって福祉型障害児入所施設の基準を満たすとのみなし規定を廃止した。

(3) 平成31年4月1日施行

○共生型サービスの創設に伴う改正の施行

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、新たに「共生型サービス」が介護保険サービス、障害福祉サービス及び児童福祉サービスに位置付けられたことに伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例」及び同施行規則においては、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスに係る人員等の基準を定めるため、所要の改正を行った。

○児童発達支援管理責任者の実務要件・研修要件の改正

- ・直接支援業務による実務要件を現行の10年以上から8年以上に緩和。
- ・基礎研修は、実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講する。
- ・研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け創設するなど、研修体系を見直した。

○児童指導員の資格要件の改正

- ・社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した大学は、「短期大学を除く」としたこと。
- ・教育職員免許法に規定する幼稚園の免許状を有する者を追加。

(4) 令和3年4月1日施行

○全サービス関係

- ・利用者の虐待防止等のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。(令和3年度中は努力義務)
- ・感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施を義務付ける

ものとする。(令和3年度～令和5年度中は努力義務)

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けるものとする。(令和3年度～令和5年度中は努力義務)
 - ・障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する。
 - ・適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。
 - ・利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。
- 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設関係**
- ・災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
- 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設関係**
- ・サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。
 - ・身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。(令和3年度中は努力義務)
- 指定児童発達支援、放課後等デイサービス関係**
- ・従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。（経過措置あり）
- 児童発達支援、放課後等デイサービス関係**
- ・医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする。
- 福祉型障害児入所施設関係**
- ・児童指導員及び保育士の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直す。
- その他**
- ・児童発達支援計画作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

(5) 令和3年7月7日施行

○利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直し

- ・指定障害児通所支援事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、指定障害児通所支援事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。
- ・利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うもの（利用契約書、重要事項、個別支援計画等）について、利用者の同意の上で、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。

【参考】押印廃止に係るQ&A（令和2年6月19日 内閣府、法務省、経済産業省）

<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

(6) 令和4年4月1日施行

○児童発達支援、放課後等デイサービス

介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、介護・福祉人材の確保・資質の向上を図るため、社会福祉士及び介護福祉士法附則に准介護福祉士に係る条文が追加されたことに伴い、通所条例及び基準条例における同法附則の条ずれ改正

(7) 令和5年3月17日施行

- 児童に対する懲戒権の見直し
懲戒権に関する規定を削除

(8) 令和5年4月1日施行

- こども家庭庁設置に伴う改正
こども家庭庁設置法及び関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正
- 安全計画策定及び送迎用車両への安全装置設置の義務化
児童福祉施設等における安全計画の策定を義務化。併せて、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所での車両送迎において、乗車・降車時の子どもの所在確認及び送迎用車両への安全装置設置を義務化 ※令和6年3月31日までの経過措置あり
- 児童福祉施設を併設する場合の職員兼務や設備共用
障害の有無に関わらず、子ども同士が様々な遊びを通じて共に過ごし、互いに学び合う地域共生社会の実現の観点から、保育所と児童発達支援の事業所が併設されている場合などにおける職員の兼務や設備の共用を可能としたもの

(9) 令和6年4月1日施行

【通所支援】

- 福祉型・医療型の一元化等 児童発達支援
・障害種別に関わらず障害児を支援できるよう、児童発達支援において、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に、「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に一元化するとともに、福祉型児童発達支援（児童発達支援センターに限る。）における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化。経過措置を設け、人員については令和9年3月31日までの間、設備については当分の間、一元化前の旧基準（医療型・難聴児・重症心身障害児）に基づく支援可能
- 支援におけるこどもの最善の利益の保証 児童発達・放デイ・居宅訪問型・保育所等訪問
・障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととし、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を求めることとした。
- 総合的な支援の推進 児童発達・放デイ・居宅訪問型
・こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、事業所に対して、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求めることとした。
（※）5領域：健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性
- 支援プログラムの作成・公表 児童発達・放デイ・居宅訪問型
・総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を作成し、公表しなければならないこととした。未実施の場合はR7.4.1から減算（1年の経過措置）
- インクルージョンに向けた取組の推進 児童発達・放デイ・保育所等訪問
・障害の有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、併行通園や保育所等への移行等、障害児の地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進の取組を求めるとともに、事業所の個別計画において、具体的な取組等について記載しその実施を求めることとした。
- 自己評価・保護者評価の充実 児童発達・放デイ
・事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価及び保護者評価について、運用の標準

化と徹底を図る観点から、従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて、保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化した。未実施の場合は減算

○自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入 保育所等訪問

・効果的な支援を確保・促進する観点から、事業者ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質について、従業者による評価を受けた上で、自己評価、保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図ることに加え、改善の内容を保護者及び訪問先施設に示すとともに公表しなければならないこととした。未実施の場合は R7.4.1 から減算（1年の経過措置）

○管理者の兼務要件の緩和 児童発達・放デイ・居宅訪問型・保育所等訪問

・事業所の管理上、支障がない場合には、同一敷地内等に関わらず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の職務に従事することができることとした。

【入所施設】

○支援におけるこどもの最善の利益の保証 福祉型入所施設・医療型入所施設

・障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととした。

・入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととした。

○移行支援の促進 福祉型入所施設・医療型入所施設

・早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めなければならないこととした。

○家庭的な養育環境の確保 福祉型入所施設・医療型入所施設

・障害児ができる限り良好な家庭的な養育環境において入所支援を受けることができるよう努めなければならないこととした。

○感染症対応力の向上 福祉型入所施設

・感染症発生時に備えた平時からの対応として、感染者の対応を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について、協議を行わなければならないこととした。